

申告書ご提出期限

2026年6月30日(火)

同封の返信用封筒にて
ご返信をお願いいたします。

2026年4月

お客さま各位

株式会社 千葉銀行

貸金庫規定改定のご案内並びに申告書に関するご協力をお願い

拝啓

平素より当行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

金融庁監督指針が改正され、マネー・ローンダリング防止の観点から、現金は貸金庫に保管することが望ましくない物品とされました。

これに伴い、当行では2026年4月1日付で貸金庫規定を改定し、利用目的の確認等を行うことといたしました。つきましては、別紙の「貸金庫借用に関する申告書」にご記入のうえ、同封の返信用封筒にてご返送くださいますようお願いいたします。

なお、ご返信をいただけない場合、貸金庫のご利用を停止させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

お客さまにはお手数をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

敬具

記

1. 改定対象の規定

- ・貸金庫規定
- ・自動貸金庫規定
- ・全自動貸金庫規定

2. 改定の主な内容（改定後の条文は裏面をご参照ください）

- (1) 貸金庫に保管いただけない品目として「現金」ならびに危険物等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないものを追加
- (2) 貸金庫を適正にご利用いただいていること（利用目的）を書面等で申告いただくこと 等

3. ご留意点

- ・現在、貸金庫内に現金を保管されている場合には、次回ご利用時にお取り出しいただきますよう、お願い申し上げます。

以上

お問い合わせ先：千葉銀行貸金庫申告書コールセンター 0120-297-128

電話受付時間 9:00~17:00（土日祝を除く）

※上記は2026年6月30日(火)までのお問い合わせ先となります。

同日以降は貸金庫のお取引をいただいている千葉銀行の営業店宛てに直接お問い合わせください。

※当行は本件に関する郵便発送及びお問い合わせ対応等を大日本印刷株式会社に委託しております。

※当行にお届出の氏名、住所、電話番号に変更がある場合は、別途変更のお手続きをお願いいたします。

※このお知らせは「2025年10月9日(木)時点でご契約されているお客さま」へ送付しております。

申し訳ございませんが、既にご解約されている場合にはご放念ください（申告書の返送も不要です）

規定の主な改定箇所	
改定後（2026年4月1日より適用）	改定前
<p>1.（格納品の範囲）</p> <p><u>(3) 貸金庫には、つぎに掲げるものを格納することができません。</u></p> <p>① <u>現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられるもの</u></p> <p>② <u>危険物や変質、腐敗のおそれがある等、貸金庫の通常の用法による保管に適さないもの</u></p>	<p>1.（格納品の範囲）</p> <p>(3)（新設）</p>
<p>2.（利用目的の確認）</p> <p><u>(1) 貸金庫の契約の締結または利用等にあたっては、借主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不正利用の防止の観点から、格納品が第1条に定める範囲を逸脱することがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める方法で、申出を行うこととします。</u></p> <p><u>(2) 貸金庫が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、貸金庫内外でのカメラ撮影や利用時の行員立会い等の適切な方法で貸金庫の利用状況を確認させていただくことがあります。</u></p>	<p>2.（新設）</p>

改定後の貸金庫規定全文は以下よりご確認ください。

本貸金庫・簡易貸金庫
（貸金庫規定）



半自動貸金庫
（自動貸金庫規定）



全自動貸金庫
（全自動貸金庫規定）



URL は以下になります。

貸金庫規定 : https://www.chibabank.co.jp/f/regulation_074

自動貸金庫規定 : https://www.chibabank.co.jp/f/regulation_075

全自動貸金庫規定 : https://www.chibabank.co.jp/f/regulation_076